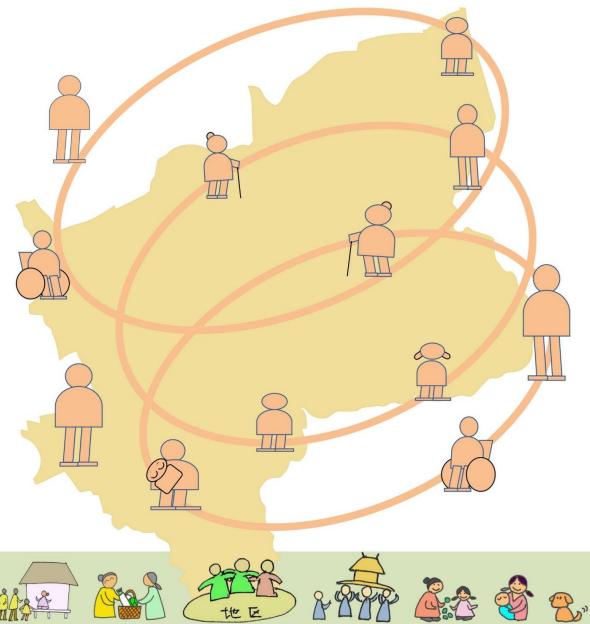
曲

社会福祉協議会 地域福祉活動計画 第 3 期

















平成30年3月

社会福祉法人益城町社会福祉協議会

第3期 益城町地域福祉活動計画

目 次

第1章	前期計画以降の状況と今後の課題	
1.	第2期計画以降の経過	4
2.	震災発生以降の経過	6
3.	今後の課題	8
第2章	宣 計画の基本的な考え	
1.	計画策定の考え方	14
2.	地域での動きを基本に	16
3.	各種団体との連携と人材の育成	18
4.	専門機関の連携協働	20
5.	震災対応	24
第3章	軍 取り組み推進事項	
1.	計画項目の設定	26
2.	基本目標その1:足元からのご近所支え合い	28
3.	基本目標その2:福祉人材の育成と活躍	32
4.	基本目標その3:地域福祉取り組み総合化	38
5.	基本目標その4:被災された人への取り組み	44
第4章	こ 社会福祉協議会の体制整備と計画の推進方策	
1.	社会福祉協議会の体制整備	50
2.	計画の推進方策	54

計画の目的

地域福祉活動計画は、益城町が地域福祉推進のために定める益城町地域福祉計画と連携し、地域福祉を具体的に推進する役割を持つ社会福祉協議会が、その取り組みをまとめるものである。

計画をとおして、地域住民や各種団体・関係機関の活動を支援し、 誰もが健康で安心な生活を送れる地域づくりを目指す。

計画の構成

地域福祉活動計画の構成は、以下のとおり。

第1章 前期計画以降の状況と今後の課題

第2期計画以降の取り組みを整理し第3期への計画課題をあきらかにする。

震災前と、震災後の状況のなかから今後の計画課題をまとめる。

第2章 計画の基本的な考え

益城町の定める第3期地域福祉計画に沿って、計画を策定するにあたって、第1章でまとめた、今後の計画課題に対して、重要となる計画の考えをまとめ、第3章でまとめる個別計画の基本的な考えとする。

第3章 取り組み推進事項

第2章を踏まえ、地域福祉計画の計画の基本目標に即して、社会福祉協議会の取り組み事項をまとめる。

第4章 社会福祉協議会の体制整備と計画の推進方策

計画を進めるにあたって必要となる社会福祉協議会の体制整備の考えをまとめる。

さらに、計画の推進方策をあきらかにする。

第1章 前期計画以降の状況と今後の課題

第2期計画策定以降の社会福祉協議会の取り組みを整理・評価し、第3期計画へつなげる。

とくに、第3期計画見直し予定の平成28年度当初に起こった熊本地震による状況や社会福祉協議会事業への影響を踏まえ、今回計画の課題をまとめる。

- 1. 第2期計画以降の経過
- 2. 震災発生以降の経過
- 3. 今後の課題

1. 第2期計画以降の経過(平成24年度~平成27年度)

第2期計画策定以降の、計画の柱及び計画項目ごとの取り組み状況は以下のとおりである。

第2期で地域福祉計画に対応した項目の組み換え

第1期計画
平成 19 年度~平成 23 年度
での計画の柱
社会福祉協議会事業の
従来の

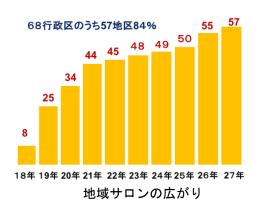
4つの基本目標に即して設定

誰もが参加し支え合い学 びあう地域づくり

暮らしに密着したサービス・支援の仕組みづくり

各種機関・団体との連携

社会福祉協議会の発展強化のための基盤づくり



第 2 期計画(計画期間:平成 24 年度~平成 28 年度)			
計画の柱	取り組み項目		
その1 足元からのご近所支え合い 行政区を単位とした住 民ワークショップを丹 念に開催し、足元から の「地域支え合い活動」 の展開を進める	行政区ワークショップ(座談会)の開催 行政区活動の継続支援の進め方 見守りネットワークの推進 地域サロンの充実・地域サロン交流会 生活支援等の推進 災害時対応(防災・避難の仕組みづくり) 「地域の縁がわ」づくり		

その2 福祉人材の育成と活躍

まちづくり活動支援センター、ボランティアセンター等を活かし、地域支え合い意識の啓発、人材育成、福祉教育を進める。

また、人材間の連携を 進めていく 福祉の啓発活動

まちづくり活動支援センターとボラン ティアセンターの機能の一体化 各種団体(区長、民生委員児童委員、高 齢者相談員、老人会、婦人会等)との連 携

福祉人材養成 福祉教育の推進 当事者の組織化と社会参加支援 高齢者の生きがいづくり

その3 地域福祉取り組みの総 合化

専門機関相互、および 公的福祉サービス、ボ ランティア活動、地域 での支え合い活動等の 相互補完を進めていく 総合相談体制、ふれあい福祉総合相談所 の充実

地域ケア会議・介護支援専門員連絡会との連携

地域包括支援センターの運営 健康づくり

認知症への対応

ユニバーサルデザインの推進

障がい者(児)支援

子育て支援

基本的生活支援在宅福祉サービス

この間の取り組み概要(平成24年度~平成27年度)

- 行政区ワークショップは実施の呼びかけは行ったものの実施できていない
- ・見守りネットワークについては、民生委員児童委員や高齢者相談員の研修や例会をとおして連携。民生委員児童委員の協力での要援護者(65歳以上ひとり暮らし、在宅介護者等)の実態把握を実施
- ・地域サロンの支援(平成 24 年度 49 行政区から平成 27 年度 57 行政区に増加)、開催 100 回記念事業の実施
- ・サロン代表者・協力員等会議の実施
- あたらしい生活支援については行政区ワークショップのなかで検討していく予定であったが、ワークショップ自体が実施できておらず検討に至っていない
- ・災害時対応については災害ボランティアセンター設置訓練を実施(平成25年度~平成27年度)
- 地域の縁がわについては登録団体は増えていない
- ・福祉の啓発活動については、社協だよりを毎月発行。ホームページを平成24年度に開設
- まちづくり活動支援センターの運営(平成24~平成26年度)
- ・ボランティア連絡協議会の事務局を担当、ボランティアまつりや交流会の開催(ボランティア構成員数は、 平成 24 年度 4,049 名、平成 28 年度 4,581 名)
- 福祉関係団体での研修会等に協力。災害ボランティアセンターの設置訓練には、区長、民生委員児童委員、 高齢者相談員、老人会、婦人会の協力を得て連携を図った(平成25年度~27年度)
- 校区ごとでの、区長、民生委員児童委員、高齢者相談員、シルバーヘルパー等の地域福祉合同研修会は平成 24 年度には津森、広安、木山校区で実施したが、その後は開催できていない
- ・サロンサポーター養成講座の実施(毎年度)、災害ボランティアセンターサポーター養成講座は平成25から平成27年度で実施、傾聴ボランティア養成は平成24年度実施、地域の絆づくり推進事業として、定年退職前後の人を中心に高齢者の地域活動の担い手を養成(平成27年度を初年度に3か年の予定であったが平成28年度以降は中止)
- ・福祉教育に関してはボランティア協力校の指定による活動支援(町内全小中学校)、福祉体験の機会としてのワークキャンプを実施、職場体験受入れ、福祉体験出前講座の実施
- ふれあい交流会(ひとり暮らし高齢者対象)を年2回開催、在宅介護者の集い、福祉団体親善スポーツ 大会等の実施(毎年度)
- ・高齢者の生きがいと地域の担い手づくりとしてシルバー人材センターを運営(平成27年度会員数133名)
- ・ふれあい福祉総合相談所での相談実施(法律・行政・人権・消費生活等)
- ・ 平成 27 年度から生活困窮者自立支援事業を実施
- ・地域包括支援センターを町から受託し各種相談、介護予防事業権利擁護支援事業等を実施している(平成28年度からは町東部圏域を担当)
- 町からの委託を受け認知症施策総合推進事業に取り組んでいる
- ・ 認知症サポーター養成講座を平成 27 年度には 21 回開催、459 名の受講
- ・地域包括支援センター事業のなかで住宅改修支援を実施(平成27年度61件)
- ・障がい者に居宅介護や重度訪問介護等を行っている。地域での障がいへの理解啓発を進める必要がある
- ・基本的生活支援として地域福祉権利擁護事業、貸付事業等を実施。在宅福祉サービスについては介護保険 事業等を実施している

2. 震災発生以降の経過(平成28年度以降)

第2期計画策定更新予定の平成28年4月に熊本地震が発生し、緊急的な対応が必要となった。その経過は以下のとおり。

★平成 28 年 4 月 14 日. 16 日地震発生

★平成 28 年 4 月 21 日災害ボランティアセンター設置

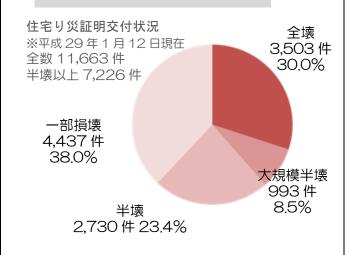
ニーズ把握とボランティアの調整

各種支援団体の調整

社会福祉協議会社屋自体の被災

人口 33,611 人

一般世帯数 11,411 世帯 平成 27 年 10 月 1 日 (国勢調査)



★平成 28 年 10 月 3 日

地域支え合いセンター設置(井関グラウンド)

プレハブ仮設住宅 18 団地、1,562 戸

訪問活動での生活状況の把握、見守り活動、 各種相談へのつなぎ、コミュニティ活動支援 (外部委託団体との連携)

みなし仮設住宅約 1,350 戸

訪問活動での生活状況の把握、見守り活動、 各種相談へのつなぎ、(外部委託団体との連 携)

プレハブ仮設住宅とみなし仮設住宅への移転世帯 2,915 戸

(平成27年国勢調査一般世帯数の26%)

アウトリーチ(地域に出向いていく)の実施

区長、民生委員児童委員、高齢者相談員の協力のもと在宅介護世帯および ひとり暮らし高齢者世帯の訪問と安否確認

地域サロンの再開支援

震災前地域サロン数(51ヶ所、57行政区)一時はすべて中止 再開(52行政区)まだ再開できていないのが5行政区



地域サロンでの聞き取り調査 在宅被災者の状況把握のため に、区長、民生委員児童委員等 聞き取り



地域サロンでの聞き取り

このような経過のなかで、改めて社会福祉協議会の役割、地域福祉推進の必要性 が明らかになったことを、今後にいかしていくものとする。

★平成 29 年 4 月 22 日災害ボランティアセンター閉鎖 ニーズ完了 5,151 件、ボランティア延べ数 36,378 人

★平成 29 年 2 月 11 日、社会福祉協議会全体 井関グラウンドへ全面移転



地域支え合いセンター 関係機関との連携調整会議

外部委託団体、関係機関との連絡調整 会議の開催

(平成28年度は毎週、平成29年度から2週間に1回)

課題案件に関する個別ケース検討会 議の開催

(平成 29 年度から 2 週間に 1 回)

半壊以上で在宅 3,612 世帯への 訪問活動(平成 29 年 1 月以降) 平成 27 年国勢調査一般世帯の 32%に相当

訪問必要度、高中低の区分、課題を抱える世帯への訪問継続(個別支援計画の作成)

生活状況・精神状況の聞き取りから、各種相談や支援へのつなぎ

地域サロンや、ふれあい交流会等を とおしての地域コミュニティの支援

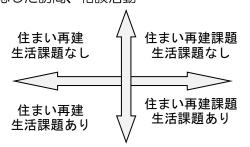
参加者、民生委員児童委員等、社会福祉 協議会との顔あわせ 地域の課題などの聞き取り 所在未確認世帯の状況把握 区長、民生委員児童委員、高齢者相談員、 サロン協力者等からの情報の協力

在宅被災者訪問状況(平成 29 年 7 月集計) 面会できた世帯 2,534 世帯 (70.1%) 新築中 60 世帯 (1.7%)

プレハブ仮設住宅・みなし仮設住宅への転出 333 世帯 (9.2%)

転出・入院等所在不明 408 世帯 (11.3%) 会えていない世帯 277 世帯 (7.7%) 役場 へ照会

町の住まいに関する意向調査への協力 在宅で応急修理および被災者生活再建支 援制度の加算支援金を受けていなく、郵送 でのアンケート調査に回答のない世帯を 対象。住まい再建・暮らし再建の4区分に 応じた訪問、相談活動



継続しての訪問活動

相談事業へ のつなぎ

3. 今後の課題

前回計画以降の状況から、今後の社会福祉協議会として地域福祉推進の主な課題をまとめる。

1. 熊本地震の発生と今後への教訓

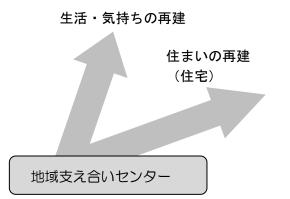
平成 28 年 4 月 14 日以降の一連の熊本地震で、本町において甚大な被害が発生した。

社会福祉協議会では、当初、区長、民生委員児童委員、高齢者相談員等の協力を得ながら、在宅介護者やひとり暮らし高齢者等の安否確認に取り組んだ。

また、各地域で近隣住民等の安否確認や助け合い活動が自発的に取り組まれたことから、地域での日頃からの見守りや目配りが、安否の確認や、住み慣れた地域に戻っての生活再建の意欲につながると考えられる。

改めて、この教訓を今後にいかしていく。

2. プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅、在宅被災者に対応した取り組み



地域支え合いセンター閉所後



地域支え合いセンターの役割 継承の方法検討 プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅へ入居 している世帯をはじめ、半壊以上などの被災 を受けながら在宅で生活している世帯、住宅 に大きな被害はないものの職場環境や生活 環境の変化など町民は多様な状況にある。

社会福祉協議会が担っている地域支え合いセンターの活動のなかで、訪問活動や相談 事業等を進め、生活や住まいの再建につなげていく必要がある。

さらに、長期的には、地域支え合いセンター解消後でも、被災者支援や災害公営住宅での見守り・地域コミュニティ活動等の地域支え合い活動支援が望まれる。

そのため、それを見据えた取り組みが必要である。

3. 基本としての地域でのつながり(コミュニティ支援)

震災の経験から、地域支え合いの基本は、地域での顔見知りの関係、近隣への目配り・気配りであることが改めて実感された。

近隣関係がともすれば希薄化するなかで、従来からの近隣コミュニティを 再認識し、「地域支え合い」につなげていく仕組みや意識づくりは、地域支 えあいの基本であり今回の計画のポイントと考えられる。

今後は地域サロンを進めるなかで、地域コミュニティの充実を図り、地域生活の基本として、近隣見守り活動や相互の生活支援の推進につなげていくことが重要である。とくに、住宅再建や移転、災害公営住宅への入居などで、震災以前と比較し地域コミュニティの変化が大きいことから地域の状況に応じた対応が必要である。

4. キーパーソン(地域の人材) とのつながり

区長、民生委員児童委員、高齢者相談員、地域サロン協力者をはじめ婦人会、老人会、食生活改善推進員等の地域の福祉人材・団体と社会福祉協議会との協力関係が、熊本地震以降の活動でより一層深められた。

このことは、今後の社会福祉協議会の財産といえ、今後につなげていくことが望まれる。

5. アウトリーチ(実際に出向いての対応)の推進

震災以降の緊急的な訪問活動、地域支え合いセンター発足以降の訪問活動で、被災者や地域関係者との顔合わせと直接の意見の聞き取りなどが、個人・地域情報の把握や生活支援のより効果的な推進につながることとなっている。

今後とも、地域に実際に出向いていく取り組みが、住民に身近な社会福祉協議会として重要である。

6. 関係機関との連携の実績

社会福祉協議会は、福祉相談や生活困窮者自立支援を担っており、関係機関との連携を行ってきた。

それに加え、地域支え合いセンター業務で築いた新しい関係機関との連携を活かし、より幅の広い相談対応や生活支援を進めていくことが必要となっている。

7. 総合相談・総合対応

地域支え合いセンターは、とくに、課題を抱える世帯に関して個別ケース 検討会議を行っている。そこに関係機関の協力を得ており、従来に増して総 合相談の体制が深まっている。

8. 地域での認知症対策の必要性

65歳以上で認知症の症状のある人(介護認定の自立度 I a 以上)は、平均で 12.5%程度とされており、本町では約1,100人と推計される(平成27年国勢調査での65歳以上の人口8,923人)。今後、後期高齢者(75歳以上)の人が増えることが見込まれており、認知症対応が必要である。

とくに、平成29年の介護保険制度の改正のなかで、認知症に対して、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの配置などがうたわれており、地域福祉のなかでは、認知症への理解、認知症の人への声掛けや対応の仕方の研修、家族の人への理解や徘徊に関する気遣いなど、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりが必要となっている。

※自立度Ⅱa

日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態

9. 生活困窮等の生活課題の一層の顕在化

経済的課題・疾病等による生活困窮や社会的孤立など、生活課題の深刻化 を抱える人・世帯がみられる。

とくに、震災の影響は、住宅改修や新築をはじめ、病気への医療費負担増など経済的な負担にもなっている。

まず、そのような課題を抱える世帯を見落とすことのないような気づきを 深める必要がある。

さらに、関係機関との連携した総合相談と総合対応が必要である。

10. 介護保険の改正への対応

全国一律の介護保険から、各市町村の独自性をいかした総合支援事業を進めていくことが必要となっている。

具体的には要支援1、2の人への生活支援などである。

地域での取り組みを進めていくために、情報提供や担い手の人材育成や地 区や団体等での話し合いを進めていく必要がある。

そのため、生活支援コーディネーターの配置による地域資源の把握・活用等が求められている。

11. 「地域, 我が事、丸ごと共生社会」への対応

平成 29 年春に、厚生労働省から「地域、我が事、丸ごと共生社会」を目指す方針が示された。

これは、少子化高齢化、過疎化等の課題に対して、地域のいろんな人材や 関係機関が力を合わせ・工夫し、高齢者や障がい者をはじめとして地域住民 全体が共生していくことを目指すものである。

また、それに合わせて地域福祉計画策定のガイドラインも新しく示されて

おり、保健・医療・福祉行政の横断的連携や住民相互の支え合い機能の強化、 地域資源を暮らしと地域社会の豊かさにつなげることなどがあげられている(12ページ参考資料参照)。

以上は、地域福祉の一層の充実の必要性を示すものであり、地域での見守りや生活支援の充実、地域資源をいかした高齢者の生きがいづくり、関係機関・地域住民の活躍など全体での一層の連携を進めていく必要を示している。そのための行政や社会福祉協議会の果たす役割が重要である。

12. 社会福祉協議会の従来業務の復旧

平成 28 年度は、例年、2回行ってきたふれあい交流会(ひとり暮らし高齢者の交流会)を1回しか開催できなかった。

そのほか、震災以降に中止している事業があり、社会福祉協議会の体制を固めつつ復旧していく必要がある。

主な中止事業

— · · — · · · ·			
要援護者、おせち料理及び御餅見舞い世帯の実態調査	地域の絆づくり事業(県からの補助事業、 3年間のうち1年のみで休止)		
ボランティア協力校の指定(平成 29 年度復旧)	配食ボランティアの募集		
ワークキャンプ事業(平成 29 年度復旧)	軽度生活援助事業 (平成 28 年8月で中止)		
福祉団体親善スポーツ大会(平成 29 年度復旧)	シルバー人材センター会員研修		
キャラバンメイトとの定期連絡会 (平成 29 年度復旧	サロンサポーター養成講座		
予定)	(基礎編、応用編)		
訪問介護(平成28年5月休止)	登録ヘルパー研修会 (訪問介護事業休止に伴い休止)		

13. 社会福祉協議会の拠点の復旧

役場庁舎内にあった社会福祉協議会は、平成 12 年度の介護保険制度の開始により機能充実のため中央公民館の一画に移転した。さらに平成 18 年度の地域包括支援センター業務を担うにあたって、別棟でプレハブを設置し対応したが、総合的に1ヶ所で業務を行うため、平成 25 年 11 月に旧健康管理センターを改築し拠点としてきた。

しかし、平成 28 年4月の熊本地震で敷地が危険宅地の判定を受け、拠点 として満足な機能を果たせなくなった。

さらに、災害ボランティアセンターや地域支え合いセンター業務の受託もあるため、平成 29 年2月に井関グラウンドのプレハブ仮設施設に全面移転している。

なお、平成30年度には、旧益城中央小学校跡地に移転し、行政や関係機関との連携および住民サービスの充実につなげていくため、今後、町の施設の復旧状況を見極めながら拠点の整備を図る必要がある。

参考資料: 法制度等の状況

地域福祉計画策定のガイドライン改定(厚生労働省、平成29年9月)

- ○福祉分野の上位計画としての位置づけ
- 〇地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して 取り組むべき事項・包括的な支援体制の整備に関する事項
 - ①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野 (まちおこし、産業、農林水産、 土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等)との連携に関する事項
 - ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に 関する事項
 - ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
 - ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
 - ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
 - ⑥ 居住に課題を抱える人・世帯への横断的な支援の在り方
 - ⑦ 就労に困難を抱える人への横断的な支援の在り方
 - ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人の金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - ⑩ 高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - (11) 保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の在り方
 - ⑩ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - (3) 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
 - ④ 地域づくりにおける公民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や 共同募金等の取組の推進
 - (15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - 16 役所・役場内の全庁的な体制整備
- ○包括的な支援体制の整備に関する事項
 - ○住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることが出来る環境の整備等
 - 〇「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
 - ○市町村における包括的な相談支援体制の構築

介護保健制度等の改正等

地域包括ケアシステムの全世代対応への移行

地域全体で、地域の課題に対応していく「地域、我が事、丸ごと」等の方針 地域のいろんな人材や関係機関が力を合わせ・工夫し、高齢者や障がい者をはじめ として地域住民全体が共生していくこと

第2章 計画の基本的な考え

第3章で取り組み事項を策定するにあたって、益城町の定める第3期地域福祉計画の基本目標に即して、第1章でまとめた今後の課題を踏まえ、個別計画の基本となる考えをまとめる。

1. 計画策定の考え方

2. 地域での動きを基本に

- ①地域コミュニティ充実の支援
- ②近隣での声かけ・気配りから、災害時の避難支援へのつながり

3. 各種団体との連携と人材の育成

- ①各種団体との連携
- ②人材育成

4. 専門機関の連携協働

- ①総合相談・総合対応(困難事例への対応)
- ②地域包括ケアへの社会福祉協議会の役割
- ③認知症の人を支える地域づくり
- ④生活支援サービスの多様化の推進

5. 震災対応

- ①プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅に対応した取り組み
- ②在宅被災者に対応した取り組み
- ③災害公営住宅建設後の取り組み

1. 計画策定の考え方

第3期地域福祉計画では、第2期の基本理念と4つの基本目標を引き継いでいる。地域福祉活動計画でもこれを基本に計画を取りまとめる。

地域福祉計画での4つの基本目標

益城町での地域福祉 推進の基本理念

地域の和 こぞって築く 益城町

~災害に負けない 心のつながり~

地域のつながりを みんなで作り上げて いくことを目指す

基本目標その1:足元からのご近所支え合い

地域活動は、地域住民のふれあいや交流などの助け合いが必要不可欠。

住み慣れた地域で子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくりのために世代や分野を超えて支え合いや助け合いを進める。

基本目標その2:福祉人材の育成と活躍

福祉サービスを提供する上で、行政だけでなく地域 住民、福祉サービス事業所、ボランティア団体など 様々な立場で役割を分担し協力していく必要がある。 そのために、まちづくり活動支援センター、ボランティアセンター等を活用して、地域の支え合い意識の啓 発、福祉教育を進めるとともにボランティアや福祉分 野の人材育成を行う。

基本目標その3:地域福祉取り組みの総合化

住み慣れた地域で誰もが自分らしく生活するため には、安心して健康に暮らすことが重要。

そのために、適切なサービスが安心して利用できるように、相談体制の充実や福祉サービスの向上が求められ、行政だけでなく様々な団体や各種専門機関と連携を図りながらサービス提供に努める。

基本目標その4:被災された人への取り組み

熊本地震によって被災した人が抱える様々な問題を一つひとつ解決できるよう、地域住民の協力を得ながら様々な団体と連携し誰もが安心安全に暮らせるように地域福祉に関する取り組みを推進する。

本章では、第3期の計画の個別の取り組み事項を整理するにあたって、第 1章でまとめた今後の課題をもとに、計画策定の基本的な考えを整理する。

今後の課題(第1章)

- 1. 熊本地震の発生と今後への教訓
- 2. プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅、在宅被災者に対応した取り組み
- 3. 基本としての地域でのつながり(コミュニティ支援)
- 4. キーパーソン(地域の人材)とのつ ながり
- 5. アウトリーチ (実際に出向いての対 応)の推進
- 6. 関係機関との連携の実績
- 7. 総合相談・総合対応
- 8. 地域での認知症対策の必要性
- 9. 生活困窮等の生活課題の一層の顕在 化
- 10. 介護保険の改正への対応
- 11.「地域,我が事、丸ごと共生社会」への対応
- 12. 社会福祉協議会の従来業務の復旧
- 13. 社会福祉協議会の拠点の復旧

地域福祉活動計画策定の基本的な考え(本章) 地域福祉計画の4つの基本目標に即して

○地域での動きを基本に

- ①地域コミュニティ充実の 支援
- ②近隣での声かけ・気配りから、災害時の避難支援へのつながり
- 〇各種団体との連携と人材の育成
 - ①各種団体との連携
 - ②人材育成

○専門機関の連携協働

- ①総合相談・総合対応(困難事例への対応)
- ②地域包括ケアへの社会福祉協議会の役割
- ③認知症の人を支える地域づくり
- ④生活支援サービスの多様 化の推進

〇震災対応

個々の取り組み計画 (第3章)

> 取り組み 推進事項で 詳述

2.地域での動きを基本に

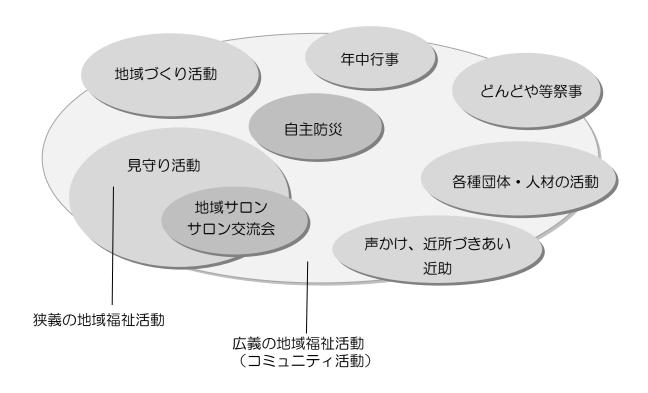
①地域コミュニティ充実の支援

今回の震災で、近隣での声かけ・気配りなど地域コミュニティの大事さが 改めて実感された。

地域福祉と身構えるのではなく従来のコミュニティ活動を基本に、隣り近 所や高齢者や障がい者・子ども達などに配慮を加えることが地域福祉そのも のの活動につながる。

防災や防犯などの関心事に加え、地域の年中行事や祭事、日常の挨拶や声かけも、地域福祉につながるものであり、地域コミュニティの支援を進めていく。

具体的には、区長や地域のキーパーソンの取り組みをいかし、住民交流が 一層深められるよう、これまで取り組んできた地域サロンの充実を進める。



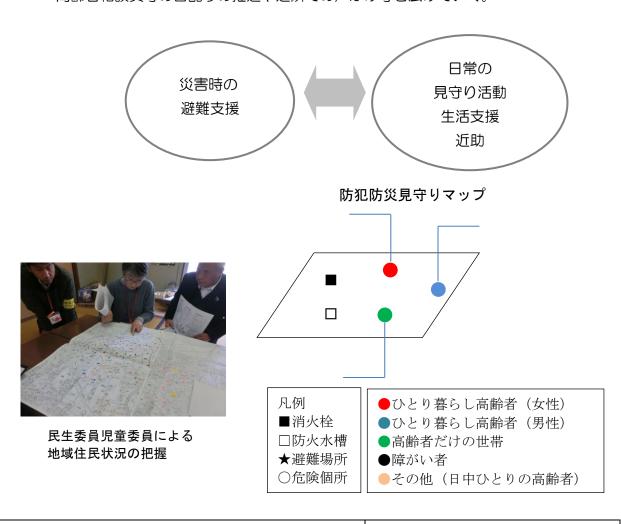
社会福祉協議会の取り組み(例示)	目標
 ・行政区等の住民組織での座談会の開催 ・社会福祉協議会職員と地域住民との顔見知りの関係づくり ・地域活動状況の情報収集(校区ごとでの整理等) ・地域サロン未設置地区での設置支援 ・地域サロンの支援と、地域交流等の広がり支援 ・サロンだよりの発行 	・地域コミュニティによる住民相 互の支え合い意識の向上・地域でできる支え合いの取り組 み

②近隣での声かけ・気配りから、災害時の避難支援へのつながり

震災時、近隣での高齢者や障がい者への声掛けや避難支援が行われた事例が多くみられる。

震災を経験し、災害に対する避難対策などに、日頃の近隣関係がその基本になることも改めて実感され、近くで助け合う(近助)の考えをより広げるため、声かけなどの日頃の見守り活動と結びつけた避難支援体制の確認を進める。

また、避難行動要支援者名簿作成や避難支援の推進を町行政と社会福祉協議会 共同で再整備していく。なお、地域福祉としては、近隣住民、民生委員児童委員、 高齢者相談員等の目配りの推進や近隣での声かけ等を広げていく。

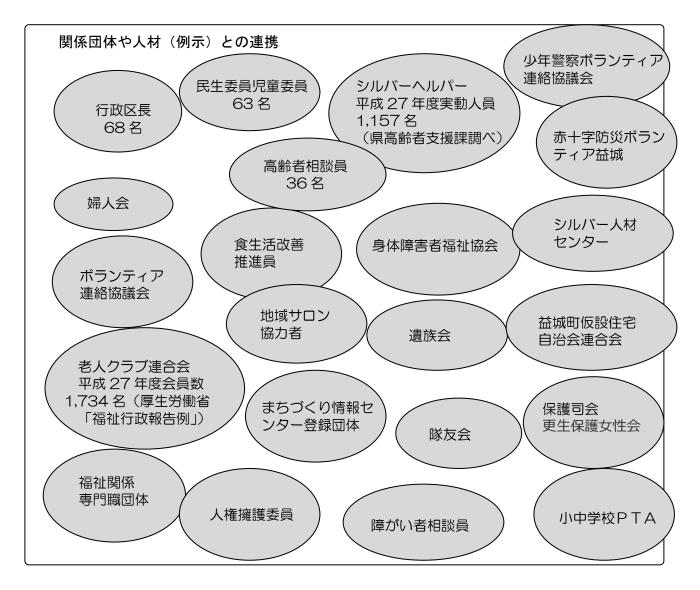


保護除く}) 世帯の実態調査の再開

3. 各種団体との連携と人材の育成

①各種団体との連携

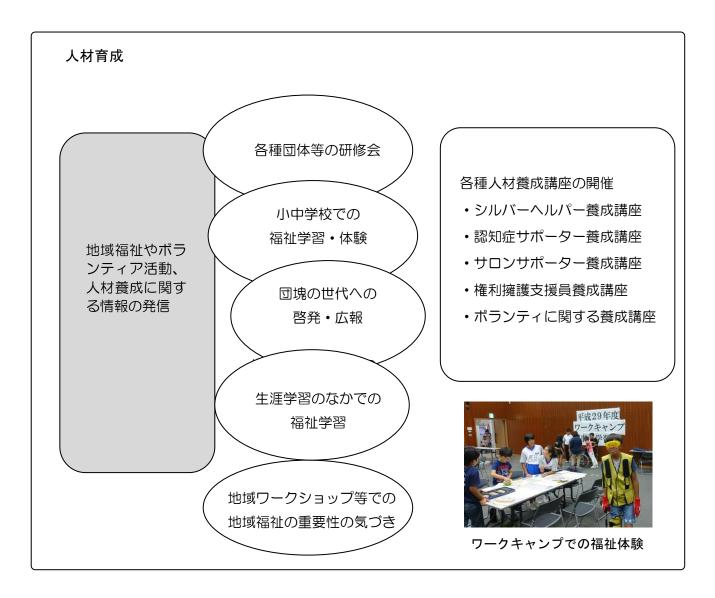
町内ではいろいろな団体や・ボランティアが福祉に関わる活動を行っている。このような各種団体やボランティアが、相互に協働できるよう団体・人材間の連携を図っていく。



社会福祉協議会の取り組み(例示)	目標
・各団体の活動の重要性の顕彰(社協だよりで広報等)	• 各団体活動の情報共有
・関係団体への活動支援のなかでの連携 ・社会福祉協議会の各種催しへの招待や協力要請	• 団体間の相互連携により活動の一 層の充実
・各種養成講座や研修会の開催と人材の活用	
・活動者間の交流、情報交換の機会の提供	

②人材育成

小中学校での福祉学習による意識づけや、定年を迎えつつある団塊世代をは じめ、福祉に関する各種啓発や養成講座の開催、ボランティア活動に関する情 報提供などを行い、地域福祉への関心を高めるとともに、人材の育成を進める。



社会福祉協議会の取り組み(例示)	目標
・民生委員児童委員協議会や高齢者相談員及びシルバーヘルパー、 ボランティア等の研修会	・地域で支え合いを担う人材の 育成
・各種人材養成講座の開催・小中学校での福祉学習・体験・ボランティア活動の情報提供	・地域支え合いを誰もが、とも に創っていく地域づくり

4. 専門機関の連携協働

①総合相談・総合対応 (困難事例への対応)

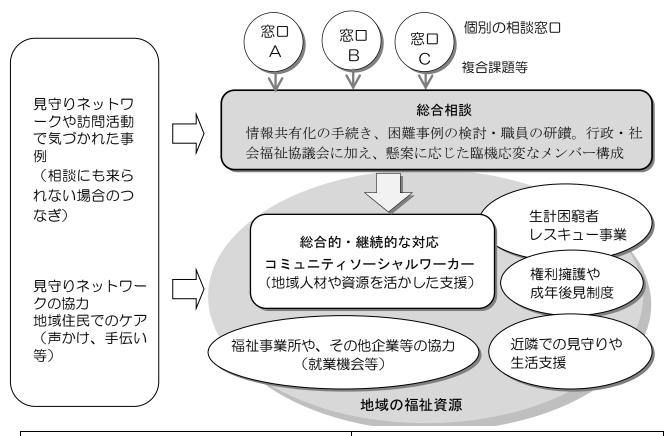
熊本地震で、生活課題を抱える世帯が顕在化している。

住宅の改修が進まず、雨漏りや台風、さらに余震への不安に加え、身内の不幸や病気、生活環境の変化等が加わるなどして、「生活困窮や障がい、介護、精神不安定」など複合的課題を抱える世帯が増えている。

そのため、地域支え合いセンターの訪問活動での「気づき」や個別ケース検 討会議をもとに関係機関との連携を活かしていく。

とくに、訪問活動で、課題を抱えながらも公的な相談や支援につながっていない事例がみられ、区長、民生委員児童委員、高齢者相談員等の情報から、これらを相談・対応につなげていく。

さらに、専門機関での対応に加え、近隣・地域でできる支援・声かけ等を進めていく。



社会福祉協議会の取り組み (例示)

- •様々な専門機関につながる身近な相談窓口である 社会福祉協議会の役割広報
- 地域での座談会や地域サロン等をとおした地域で 課題を抱える世帯の情報収集
- ・地域での見守りなど、地域の福祉資源をいかした 支援

目標

- ・住民に身近な社会福祉協議会としての周知
- ・課題を抱える世帯や人を見逃さない仕組みづ くり
- ・課題を抱える世帯・人に対して専門機関として対応するとともに、地域で支える仕組みづくり

②地域包括ケアでの社会福祉協議会の役割

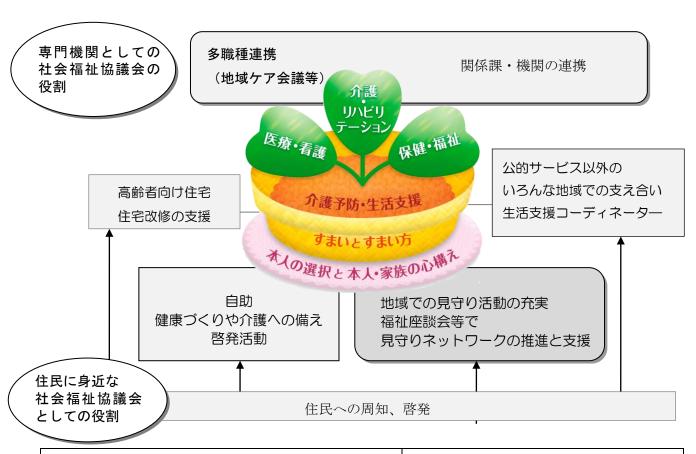
震災の影響は高齢者だけでなく、各世代に及んでいる。

これまで、高齢者を中心とした「地域包括ケアを制度的に各世代を含めた体制」 への移行がうたわれている。

かつてない震災を経験した本町では先駆けて全世帯(家族・親族全体)を含めた地域包括ケアを進めていくことが期待される。

従来の医療費・介護費用の抑制のため、在宅での介護を支える医療、介護、予防の連携や、住まいの改修、多様な生活支援を進めることに加え、各世代、住民全体に関する包括ケアを進めていく。

すでに、地域支え合いセンターの訪問活動のなかで高齢者のことだけでなく、 障がいや子ども世代に関する課題も合わせて把握されており、福祉相談での対応 や、生活支援コーディネーターによる生活ニーズの把握、地域での支え合いの取 り組みや人材等の地域資源と生活ニーズとの調整等を進める。



社会福祉協議会の取り組み(例示) 目標 ・地域包括支援センターとの連携 ・地域での支え合いや声かけの支援 ・住民参加型生活支援サービスの住民への周知 ・地域ケア会議への地域での支え合い情報等の提供 ・相談や支援の専門機関としての社会福祉 協議会の役割発揮

③認知症の人を支える地域づくり

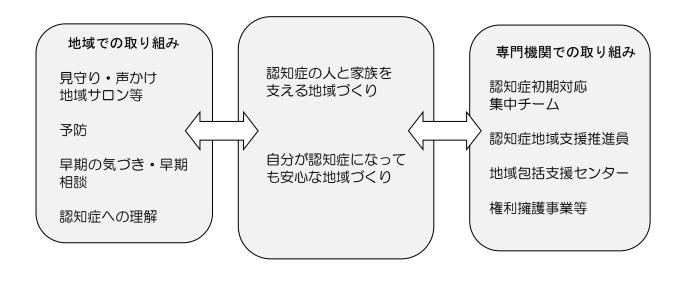
これまでも、益城町では認知症対策に取り組んできた。

しかし、震災による生活環境の大きな変化は、認知症の人およびその可能性の ある人の生活・精神の不安につながっている。

とくに、高齢者の増加とともに、震災で外出や趣味や近所づきあいの減少など がみられ認知症の症状のある人が多くなることが危惧される。

認知症サポーターの養成講座をはじめ認知症への理解、家族や近隣での早期発見、相談・治療へのつなぎや健康教室や地域サロンでの予防の取り組みなどを進めていく。

あわせて認知症の人と家族を支える地域づくり(近隣での見守り・声かけ等)が必要となっており、地域での見守り・気づきをはじめ、地域サロンや老人会活動等のなかで予防や啓発、声かけや見守り等への協力要請などに取り組んでいく。また、権利擁護や成年後見人等のニーズへの対応も進めていく。



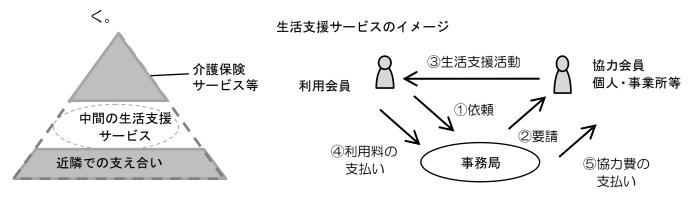
社会福祉協議会の取り組み(例示)	目標
・ 認知症施策総合推進事業の取り組み	・認知症への理解の広がり
・地域サロンや各種の機会で、認知症サポーター養成講座の開催	・認知症になっても安心な地
・介護者応援隊いきぬこ~会の開催	域づくり
・認知症地域支援推進員による地域における支援体制の構築	
• 権利擁護支援事業	

④生活支援サービスの多様化の推進

介護保険法の改正にも対応し、より多様な生活支援を進めるため、具体的には、要支援1・2の人への住民参加型の生活支援の仕組みづくりが必要とされている。 震災の影響から具体的な検討は進んでいない状況にあるが、社会福祉協議会と しても町行政と連携した取り組みを進めていく。

具体的には、地域住民や各種団体等でのデイサービスやホームヘルプサービスの代替サービスや、周産期や出産後の支援、生活不活発の抑制や自立支援の援助等である。

また、シルバー人材センターによるワンコインサービスなどの検討も進めてい



地域住民の参加・地域全体での取り組み

地域住民による 生活支援・介護予防サービス

- ○ニーズに合った多様なサービス種別
- ○住民主体、NPO、民間企業等多様な 主体によるサービス提供
 - ・地域サロンの開催
 - ・見守り、安否確認
 - 外出支援
 - ・買い物、調理、掃除などの 家事支援
 - · 介護者支援等

生活支援 の担い手 としての 社会参加

高齢者の社会参加団塊の世代の活躍

- ○シルバー人材センターでの活動
- ○現役時代の能力を活かした活動
- ○興味関心がある活動
- ○新たにチャレンジする活動
- 一般就労、起業
- 趣味活動
- ・健康づくり活動、地域活動
- ・介護、福祉以外の ボランティア活動等

町・社会福祉協議会による支援体制の充実・強化

社会福祉協議会の取り組み(例示)	目標
・生活支援コーディネーターによる生活ニーズの把握と、地域の福祉資源とのつなぎ・シルバー人材センターでのワンコインサービスの検討	・地域での生活支援サービスの立ち上げ

5. 震災対応

これまで、直接の訪問活動、聞き取り等により、生活や住宅再建に関する困り 事への相談や、必要に応じた専門機関へのつなぎ、さらに仮設住宅団地でのコミュニティ支援等を行っている。

東日本大震災などの事例から、震災から2年以降においては、住まいの再建が 出来にくい世帯や健康上の課題を抱える世帯などで、精神的な不安等の一層の高 まりが予想される。

そのため、地域支え合いセンターをはじめ、地域での見守り等を進めていく。 とくに、益城町復興計画では、「住民生活の再建と安定」、「高齢者、障がい者、 子育て世帯が元気に安心して生活できるような支援」がうたわれており、地域支 え合いセンターの役割を果たしていく。

また、地域支え合いセンター閉所後や災害復興公営住宅入居後などを見据え、長期的な視点での被災者支援を計画しておく。

①プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅に対応した取り組み

仮設住宅、みなし仮設住宅へ移転している世帯に対して、住まいや生活の再建に つなげていくため訪問活動や相談事業等を継続する。

- (1) プレハブ仮設住宅入居者への支援: 18 団地 1.562 戸(当初)
 - ①日常生活の支援
 - ② 付まいの確保など日常生活再建の支援の実施
 - ③委託団体との連携
 - ④集会所でのボランティア支援やイベントの調整
 - ⑤仮設住宅自治会活動の支援
- (2) みなし仮設住宅入居者への支援 : 約1,350戸(当初)
 - ①日常生活の支援
 - ②住まいの確保など日常生活再建の支援の実施
 - ③委託団体との連携
 - ④外出機会の提供

②在宅被災者に対応した取り組み

半壊以上の被災で、プレハブ仮設住宅やみなし仮設住宅に入居していない在宅被災者への支援(当初3,612戸)を継続する。

とくに、地域コミュニティの支援は、地域での見守りをはじめ生活再建にもつながることから、地域サロンをはじめとした地域住民の地域支え合いに関する取り組みを支援していく。

- ①日常生活の支援
- ②住まいの確保など日常生活再建の支援の実施
- ③地域サロン支援及び再開支援

③災害公営住宅建設後の取り組み

災害公営住宅での生活の安心やコミュニティの充実を目指し、建設後に向けた支援の検討に取り組み、建設後の円滑な支援を進める。

第3章 取り組み推進事項

地域福祉計画の4つの基本目標を踏まえ、今後の取り組み事項を整理する。

- 1. 計画項目の設定
- 2. 基本目標その1:足元からのご近所支え合い
- 3. 基本目標その2:福祉人材の育成と活躍
- 4. 基本目標その3:地域福祉取り組み総合化
- 5. 基本目標その4:被災された人への取り組み

1. 計画項目の設定

4つの基本目標に即して、それを進める社会福祉協議会の個別事項の 取り組みを整理する。

(再掲) 基本目標

(再掲) 益城町での地域福祉 推進の基本理念

基本目標その1:足元からのご近所支え合い

地域活動は、地域住民のふれあいや交流などの助け合いが必要不可欠。住み慣れた地域で子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくりのために世代や分野を超えて支え合いや助け合いを進める。

地域の和こぞって築く益城町〜災害に負けない心のつながり〜

基本目標その2:福祉人材の育成と活躍

福祉サービスを提供する上で、行政だけでなく地域住民、福祉サービス事業所、ボランティア団体など様々な立場で役割を分担し協力していく必要がある。そのために、まちづくり活動支援センター、ボランティアセンター等を活用して、地域の支え合い意識の啓発、福祉教育を進めるとともにボランティアや福祉分野の人材育成を行う。

基本目標その3:地域福祉取り組みの総合化

住み慣れた地域で誰もが自分らしく生活するためには、 安心して健康に暮らすことが重要。そのために、適切なサービスが安心して利用できるように、相談体制の充実や福祉サービスの向上が求められ、行政だけでなく様々な団体や各種専門機関と連携を図りながらサービス提供に努める。

基本目標その4:被災された人への取り組み

熊本地震によって被災した人が抱える様々な問題を一つひとつ解決できるよう、地域住民の協力を得ながら様々な団体と連携し誰もが安心安全に暮らせるように地域福祉に関する取り組みを推進する。

	①福祉ワークショップ開催	
ふれあい・交流の充実	②地域コミュニティ活動支援	
	③地域サロンの充実	地域コミュニティの充
	④相互の助け合い	安心できる地域づくり
共生社会の実現に向けて	⑤誰もが集う場づくり	今後、地域サロン等を
	⑥障がい者(児)共生	ティの充実等 -
	②綴奮時啓幾酒軸 認と避難支援	_
地域活動の周知・啓発	@閣僚团体汤堯母的幾動	区長、氏土女只兀里
	⑪福祉人材養成	高齢者相談員、地域
	⑫福祉教育の推進	者、老人会、婦人会
人材育成	⑬ボランティア活動の支援	ソンとの一層の連携 福祉人材の育成
	⑭当事者の組織化と社会参加支援	田山八切の月秋
	15高齢者の生きがいづくり	

実が に重要 を軸にコミュニ

委員、 域サロン協力 等のキーパー

複合的な生活課題に対応できる 専門機関との一層の連携

相談体制の充実	⑩総合相談対応⑪認知症への対応⑱在宅介護者への対応
福祉サービスの向上	⑨子育て支援⑩基本的生活支援⑪在宅福祉サービスの実施

- ②社会福祉協議会の役割発揮
- ②地域支え合いセンター運営
- ②プレハブ仮設住宅居住者への支援
- 25みなし仮設住宅居住者への支援
- 26在宅被災者への支援
- ②災害公営住宅での支援

訪問、相談対応、情報の提供等、 被災者に寄り添った支援

2. 基本目標その1:足元からのご近所支え合い

	項目	区分	基本的な方針(第2期を補足修正)	第2期計画での取り組み計画
			行政区やまちづくり協議会などの住 民組織を単位に福祉ワークショップ を開催し、住民の自主的な地域支え合 い活動の立ち上げ・推進を行う。	・モデル地区での実施・行政区ワークショップの基準づくり、基準による実施
	①福祉ワー クショッ プ開催	ワークショ ップの開催	地域サロンでの ワークショップ 困り事とこれから のことの話し合い	
ふれあい・交流の充実	②地域コミ ュニティ 活動支援 (新規)	地域行事等 の支援	地域での年中行事や世代間交流活動 は、地域支え合いにつながるものであ り、地域コミュニティ活動を支援して いく。	
夫	③地域サロンの充実	地域サロンの推進	地域住民の介護予防や自主的な運営 によるサロン活動の充実のため、全町 での設置、震災で中断している地域サ ロンの復活、各サロンの内容の充実等 を進める。	・設置済地域への継続支援及び連絡調整・未設置地域への普及支援活動・「サロンだより」の発行(年2回)・各地域のサロン活動やボランティア情報を掲載し、全戸へ配布
	2 0 7 1 2	地域サロン 交流会の開 催	地域サロン代表者や協力員等の会議 を開催し、活動状況の報告や交流及び 情報交換を図る。	・地域サロン代表者・協力員等会 議の開催
		地域サロン サポーター 養成講座	サポーターを育成し、地域サロン活動 の普及や内容の充実を進める。	・地域サロンサポーター養成講座 の実施(基礎・応用・発展)

この間の状況	今期計画	備考
 ・平成24年度には校区ごとに区長、民生委員児童委員、高齢者相談員を対象に地区の課題や、課題解決のアイデアを話し合うワークショップを開催 ・しかし、行政区で座談会(ワークショップ)は、地区で集まる機会を設けることが出来ず、実施できていない。ただし、平成28年度は震災で地区の状況等を地域サロン開催時に聞き取りを行った。 ・また、一部では区長、民生委員児童委員、地域サロン協力者等に聞き取りを行った。 	 ・身近な行政区やまちづくり協議会などの住民組織を単位に住民が地域の課題について話し合うワークショップ開催を進める。 ・ワークショップの内容や開催方法を検討して進める。たとえば、地域サロンの機会を活用して、意見や地域での取り組みアイデア収集等。 ・地域福祉の必要性、地域の状況、他地区での活動事例、防犯防災見守りマップ作成、健康づくり体操や認知症予防等を地区の状況で適宜組み合わせて実施。 ・開催には区長の理解や協力が不可欠であり、直接の担当である行政と連携し協力要請を進める。 	年間、3 地区程度での開催実施を目標
 地区による各種行事等が行われ地域コミュニティ活動となっているが、震災により公民館自体が被災し使えない地区もある。 震災後、地区での集まりや行事の重要性が一層意識されている。 	 各行政区では地域サロンに取り組まれており、 世代間の交流など支え合い活動への広がりを支援していく。 ・共同募金の還元金を利用しての活動助成 ・地区行事等に、社会福祉協議会のレクリエーション用品等の貸出しを行う。 ・共同募金事業の一環である「ふるさとづくり助成事業」で地区行事の要である公民館や広場等の整備を支援し、地域コミュニティの推進を図る。 	
 ・平成 24 年度の 49 行政区から、平成 25 年度、50 行政区、平成 26 年度、55 行政区、平成 27 年度、57 行政区等と、広がっている。 ・熊本地震で一時中断したものの、順次、再開に至っている。ただし、一部では、公民館が使えないなどから開催できていない地区もある。 ・サロンだよりを年 1 回発行 ・地域サロン代表者、協力員会議は毎年開 	 ・未実施地区での開催を促していく。 ・公民館の改修や復興を町行政と調整するとともに、震災で中断している地区での復活を支援する。 ・サロンだよりによる事例紹介などで内容の充実を支援していく。 ・地域サロンの充実につなげるため協力者の研修 	全行政区での地域サロンの実施
・ 地域サログ代表者、協力員会議は母年開催し、情報交換等を行っている。 ・ 平成 28 年度は中止	・地域サログの発達につなけるため協力者の研修 や交流を行う。 ・助成金等の説明	
・平成 28 年度および平成 29 年度は中止	基礎講座の開催・応用講座の開催	

	項目	区分	基本的な方針(第2期を補足修正)	第2期計画での取り組み計画
共生社会の実現に向けて	④相互の 助け合 い	生活支援等の推進	地域住民による新たな支え合いの 形として、ゴミ出しや買い物支援な ど、市街地や農村部等の地域状況に 応じた生活支援の仕組みを検討。	・行政区ワークショップ等の中で 検討していく
	⑤誰もが 集う場 づくり	「地域の縁 がわ」事業の 推進	誰もが地域で集まる場として、地域の縁がわづくりを進めていく。また、地域サロンや福祉事業所での縁がわ機能の充実を支援し、縁がわ的な交流スペース・機会の充実を進める。	・地区住民やNPO法人等の取り 組みへのアドバイスや情報提供 を行う。 ・県の縁がわ事業推進への協力
	⑥障がい 者(児) 共生	障がいへの理 解と障がい者 との共生 (新規)	障がいのありなしに関わらず、すべての人が共感・共生していく地域社会の構築を目指す。	
災害や緊急時の支援	⑦災害時 の安否 確認と 避難支 援	災害時対応	行政区でのワークショップや見守 りネットワークをいかした住民避 難や防災意識の向上の支援。災害時 要援護者避難支援個別計画につな げる。	・災害ボランティアセンターの設置訓練・住民の防災訓練・避難訓練等の啓発、協力・福祉避難所の設置訓練
	8日頃からり5中動	見守り支援 の推進	見守りネットワークの進め方を整理し、それを基本に、地域のキーパーソンと調整しネットワーク活動の立ち上げを行う。	 住民ワークショップなどをとおしたネットワーク活動の立ち上げを支援 活動の手引き等の作成 民生委員児童委員、高齢者相談員の交流
		実態調査(新規)	地域での見守りネットワークによって課題を抱える個人・世帯をもれなく把握する必要がある。とくに複合的な課題を持つ状況の配慮が必要。	
		事業所との 連携	町が進める「安心・安全まちづく り協定」に連携し、町とともに各 事業所と連携を深める。	・見守りネットワークに関する事 業所との協定(町に協力)

この間の状況	今期計画	備考
・平成28年度以降、生活支援の仕組みを検討する予定であったが震災で実施できなかった。	・高齢者の二ーズに対する支え合いを協議する町 の生活体制整備協議体のなかで、生活支援サー ビスを検討。	
	・必要に応じ担い手となるサポーター養成講座などを検討。	
	・老人会が行っているシルバーヘルパー事業や、 シルバー人材センターの活用等も検討。	
・地域の縁がわとして5つの施設が県に登録しているものの、震災により被害を受け休止してい	・県の縁がわ事業の紹介などにより、施設や備品 の整備など活動の充実を支援。	
るものもある。 ・地域サロンなど実質的な縁がわ活動が行われている箇所は多い。	福祉に関する事業所や団体、グループに先進事 例や情報を伝え、縁がわの設置を促し支え合い 活動の拠点を増やしていく。	
Zo"	・県の登録には至らないまでも、地域の集まりの 場として縁がわづくりを支援。	
・平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、 障がいへの理解、生活支援等に関する意識づく	・障がいへの理解のため、様々な交流や研修機会 を用意するなど啓発を進める。	
りや啓発が必要。 ・震災後の避難生活のなかでの、障がい者や発達	学校では車いす体験、生涯学習でのノーマライ ゼーションの啓発などを行う。	
障がい者(児)への理解や支援の状況を検証し、 今後の地域での障がいへの理解につなげるこ とが望まれる。	・障がい関連事業所等での地域住民との交流の促 進などを支援。	
・平成28年度は震災の影響により実施できなかった。	・震災時の地区での対応状況などの検証が、今後 につながるものであり、民生委員児童委員等へ のアンケートや聞き取り等を行う。	
	・普段からの見守りと気くばりを進め、地域で避難が困難な世帯の把握(防犯防災見守りマップの作成等)。	
・民生委員児童委員、高齢者相談員等を中心に、 地域での見守り活動が行われている。このこと と、避難行動要支援者避難支援計画の個別計画 作成とつながっていない状況にある。	・民生委員児童委員、高齢者相談員、サロン協力 者等への、地域見守りへの啓発や協力要請を進 め、その充実を図る。	
	避難行動要支援者避難支援計画の取り組みを進める。	
・民生委員児童委員の協力を得て、ひとり暮らし 高齢者、在宅介護者、要援護者(生活保護を受	・民生委員児童委員・高齢者相談員・区長やシル バーヘルパー合同での実態調査を実施。	
けていないが生計に課題のある人)の実態把握を行っている。	・対象者の個別カードを作成し、継続的な実態把握と支援につなげる。	
・事業所での認知症サポーター養成講座等の開催	・普段の業務のなかで、高齢者や障がい者、子ど も達への目配りを呼び掛け、見守りを要請して いく。	

3. 基本目標その2:福祉人材の育成と活躍

	項目	区分	基本的な方針(第2期を補足修正)	第2期計画での取り組み計画
	⑨福祉の 啓発活 動	啓発全般	自助、共助、公助などの広報・啓発を、社協だより発行やホームページにより、いろんな機会に繰り返し啓発していく。	 ・社協だよりの発行(年12回、毎月発行) ・ホームページの開設・運用
地		町福祉事業への協力	福祉スポーツ大会、熊日名人寄席、 きままにスポーツ健康フェスタ等 に協力を行っていく。	・町保健福祉事業・イベントへ の参加協力
地域活動の周知・啓発		福祉関係団体 事務局への協 力	民生委員児童委員、高齢者相談員、 シルバーヘルパー等の事務局を担 い活動を支援する。	• 例会や校区、部会などの研修 を支援
	⑩関係団 体活動 の広報	関係団体への助成	関係団体との連携を深めるために 活動助成を行う。	活動の助成及び情報交換と活動支援
		地域福祉人材合同研修	区長、民生委員児童委員、高齢者相 談員、老人会(シルバーヘルパー) 等が、合同で開催する地域福祉研修 会で各種情報交換やワークショッ プ方式での検討内容を行っていく。	福祉関係団体合同研修会の開催全校区実施に向けて準備
		福祉関連団体 との連携(新 規)	福祉に関する各種団体や機関、人材 との顔合わせや情報交換を進め連 携を図る。	事業所令事業所
人材育成	⑪福祉人 材養成	福祉人材の養成	地域の福祉力を向上させるため、学校・地域への出前講座や各種養成講座の開催など福祉人材育成を進める。	・大学・専門学生等の実習受け入れ・2級ヘルパー養成講座(現:初任者研修)

この間の状況	今期計画	備考
 ・震災時やその後の避難生活のなかで、改めて、地域での声かけや避難支援、避難所運営への協力・参加等地域福祉の大切さが実感されている。 ・社協だよりは平成28年度は5月から10月まで発行休止したが、その後再開 ・ホームページは平成25年度に開設し、随時更新 ・震災後は、災害ボランティアセンターのホームページ、フェイスブックを立ち上げた。 ・地域支え合いセンターのホームページも開設・スタッフとして運営に参加 	・震災時の助け合いの記録の収集と検証を行っていく。 ・社協だより、ホームページ等での啓発継続 社協だより ・継続して実施	
 ひとり暮らし高齢者や在宅介護者の把握を民生委員児童委員、高齢者相談員等の協力を得て行っている。 ・区長、民生委員児童委員、高齢者相談員の協力で在宅被災者の所在の把握につながるなど、地域での支え合いに大きな役割を果たされていることが改めて確認できた。 ・民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉協会、老人クラブ連合会、保護司会、健康を守る婦人の会、少年警察ボランティア連絡協議会、ボランティア連絡協議会、満族会に活動助成を行っている。 	・地域支え合いを進めるうえで重要な地域人材であり、地域支え合い活動につながるよう連携を進めていく。・継続して実施高齢者相談員例会	
・平成 24 年度に津森、広安、木山校区で実施	・研修内容は、益城町の状況や地域福祉に関することや活動事例の紹介、認知症学習、防災 見守り活動等を工夫。	6地区 に分け 年1回 実施
・人権擁護やボランティアに関わる各種団体や機 関があるが、顔合わせや情報交換が十分でない 状況にある。	・各種団体・人材のリストアップと顔合わせ、 各団体等の活動紹介や情報交換会の開催。	
・県補助による福祉人材の養成である「地域の絆づくり事業」等が平成28年度は実施できなかった。 ・介護等の福祉現場の人材確保が課題となっている。	・生涯学習や公民館活動等での地域福祉への理解促進やボランティア活動への協力要請などを進める。・各種ボランティア団体等が開催する人材養成を支援・団塊世代が定年を迎えていることから、地域	
	での活動等への啓発や活動機会の情報提供を進める。	

	項目	区分	基本的な方針(第2期を補足修正)	第2期計画での取り組み計画
人材育成(つづき)	①福祉教 育の推 進	ボランティア 協力校の指定	児童・生徒が福祉に対して理解と関心を高めることを目的とし、施設学校内外における社会福祉に関する学習や体験活動等をとおし、訪問や環境美化などのボランティア活動等につなげる。	・ボランティア協力校の指定と 活動の充実
		福祉体験学習	社会福祉への理解のきっかけづく りとなる出前講座や福祉施設等で の交流や体験活動を企画し、学習の 場を提供。	・小中学校への出前講座(車いす・高齢者疑似体験等)・ワークキャンプの実施(福祉体験の実施)・福祉体験学習機器の貸し出し
	① ボテ活支	ボランティア センターの運 営	ボランティアに関する啓発や、情報の収集・提供、ボランティア間の交流等により、ボランティア活動の充実を進める。	・ボランティア相談窓口で依頼 や交流、情報などの相談業務 を行う・ボランティア交流会の開催
		ボランティア のコーディネ ート	ボランティアコーディネート機能 の充実や登録団体の活動支援等を 行っていく。	・ボランティア活動に関する情報の収集、発信 (広報誌の発行、年一回、全戸配布)
		ボランティア 連絡協議会の 活動支援。	ボランティア相互の情報交換と交 流を目的とするボランティア連絡 協議会の活動を支援。	・ボランティア連絡協議会の支 援
		ボランティア まつり	ボランティア活動を広く住民に紹 介。	・ボランティアまつりの開催 (毎年、11 月第3日曜日に開催)
		災害ボランテ ィア(新規)	長期にわたった災害ボランティア センター運営の検証を、今後に活か していく。	E TO ALL

福祉学習 広安小、プレハブ仮設 団地での聞き取り

この間の状況	今期計画	備考
・ボランティア協力校の指定を平成 28 年度は震 災のため休止。	・社会福祉協議会の各事業に加え、町の様々な 行事や学習機会を利用し、福祉に関する啓発 に取り組んでいく。	
	・震災時の支え合いに関する経験を、今後の地域福祉活動につなげる取り組みを検討してい く。	
学校や地域での車いす体験、高齢者疑似体験などを例年行っているが、平成 28 年度は震災のため実施できなかった。ワークキャンプは平成 28 年度休止。	・平成29年度に再開しており、今後継続して 実施	
 ・平成 26 年度で、個人ボランティア 11 人、ボランティアグループ 67 団体、ボランティア構成員 4,581 人となっている。 ・震災後、災害ボランティアの調整が主になっている。 	・震災後に様々なボランティア活動が行われて おり、この経験を今後のボランティア活動に つなげる。	
・ボランティア広報誌は平成28年度は発行できなかった・平成26年度、ボランティアコーディネート数は45件	生活支援コーディネーターによる連携を進める。	
・一般的なボランティア活動やボランティア連絡 協議会の枠にとどまらず、様々なボランティア 活動が行われた。	・ボランティア連絡協議会活動支援やボランティア育成を行う。・震災のなかで取り組まれたボランティア活動の実績を踏まえ、今後も活動機会やボランティアに関する情報の提供等を行う。	
 ・平成27年度まで毎年実施。平成28年度は熊本県ボランティアフェスティバルin上益城として予定したが震災で中止。 ・平成29年度も実施できていない。 	 ・平成30年度は、熊本県ボランティアフェスティバル益城・熊本市と合わせて開催。 ・平成31年度からはボランティアに限らず、福祉関係者が集う(仮称)福祉祭りとして開催。 	
 ・平成 25 年度~平成 27 年度に災害ボランティアセンター設置訓練を実施 ・平成 28 年 4 月 21 日から平成 29 年 4 月 22日まで、益城町ボランティアセンター開設(ボランティア延べ数 36,378 人) 	・災害ボランティアセンター運営の検証と、その教訓をいかした運営マニュアルの改訂と設置訓練の再開。・運営経験を他市町村に伝える役割を果たしていく。・活動のなかで連携のとれた団体等との継続的な情報交換。	

	項目	区分	基本的な方針(第2期を補足修正)	第2期計画での取り組み計画
		ふれあい交流会	ひとり暮らし高齢者の外出と交流の機会を作るため、民生委員児童委員・保健師等の協力を得て、交流会を開催していく。	ふれあい交流会の開催(2校区ごと)1回目(5、6月)2回目(10、11月)
	⑭当事者 の組 化と社 会参 支援	在宅介護者のつどい	介護者の介護疲れを癒すため、日帰り 旅行に招待し、介護者間の交流を深め る。	・在宅介護者の集いの実施(7月、10月)・介護研修等の充実
		福祉団体親善スポーツ大会	障がい者の社会参加を促し、各種福祉 団体の親睦を図り、地域福祉の連携を 広げ、円滑な支援体制を築く場として 開催する。	・福祉団体親善スポーツ大会の 実施(2月)
人材育成(つづき)		高齢者の活 躍支援 (新規)	支えられる立場としての高齢者では なく、地域で活躍し地域を支える立場 としての役割を支援していく。	
1)	⑮高齢者 の生き がいくり	シルバー人 材センター	会員の相互協力を基礎にして、町内に 密着した臨時的かつ短期的な就業機 会を提供していく。 広報活動による就業開拓やチラシ配 布及びダイレクトメールの作成を行い事業の拡大を図る。 資質の向上や基本理念(自主・自立・ 共働・共助)の意識統一を図る。また、安全の確保を進める。	・会員の増員と事業拡大 ・高齢者歩行者教育システム(疑似体験) ・認知症サポーター養成講座(新会員対象) ・安全委員会の充実とパトロールの強化 ・奉仕活動 (10月の普及啓発月間・シルバー七夕会等) ・ボランティアまつり・健康フェスタ参加 ・マナー講習会、交通安全





ふれあい交流会

この間の状況	今期計画	備考
毎年2回開催していたが、震災の影響で平成28年度は1回の開催にとどまった。平成29年度からは2回実施	・継続して実施 ・対象者への参加の呼びかけ、とくにみなし仮 設入居者への案内を工夫。	
 例年2回実施だが、震災のため平成28年度は1回の開催にとどまった。平成29年度は2回実施 震災の影響で、介護状況が変わるなどにより参加者の減少がみられる。 	・継続して実施	
・平成 28 年度は震災の影響で施設が利用できないなどの理由で中止・平成 29 年度はグランメッセを利用して実施	・平成30年度以降は、冷暖房の必要のない時期に町内施設を利用して実施。・障がい者に限らず参加団体の拡大。	
・老人会活動への助成、地域サロンの支援等を行い、高齢者の生きがいづくりにつなげている。・県社会福祉協議会の補助を活用し平成27年度から3年間で人材育成を予定していたが震災のため平成28年度以降実施できなかった。	・住民参加型生活支援サービスの検討のなかで、 高齢者の活躍の支援。	
・震災により、町外への転居や体調不良、建設業への就業などで会員の減少が生じている。 ・作業の受注も減少 ・各種研修等が実施出来ていない。	・会員の確保を推進 ・作業受託のための広報の実施 ・マナー講習や各種研修、奉仕活動等の再開。 ・今後、ワンコインサービス等の実施を検討。	



民生委員児童委員例会



在宅介護者のつどい

4. 基本目標その3:地域福祉取り組み総合化

	項目	区分	基本的な方針(第2期を補足修正)	第2期計画での取り組み計画
相談体制の充実	^{⑥総合相} 談対応	福祉相談の 充実	ふれあい福祉総合相談所機能を活かし、相談体制を継続していく。 専門的な相談への対応のため、専門家・機 関との連携を行っていく。	・職員による包括的な相談体制の充実(窓口対応体制) ・司法書士・行政・人権・消費者地域相談員・民生委員児童委員の相談員配置(心配ごと相談) ・専門相談機関(弁護士会・司法書士会・消費生活センター・警察等)との連携
の充実		課題対応のための連携	課題を抱える世帯・人に対して、専門機関が連携して対応にあたる体制の充実を進める。	・高齢者支援会議で対応を検討 ・社会福祉協議会の地域人材と のつながりを活かす
福祉サービスの向上	①認知症 への対 応	認知を表す。 認知を表す。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できまます。 での、できまする。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、できます。 での、での、での、での、での、での、での、での、での、での、での、での、での、で	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護・生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人へ効果的な支援を行うことが重要である。 そのためにあらゆる機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、地域における支援体制の構築を図る。	・認知症地域支援推進員の配置 ・認知症サポーター養成講座(地域、子ども、団体向け等)の開催 ・認知症キャラバンメイトの育成 ・キャラバンメイトフォローアップ研修 ・認知症サポートリーダー養成・認知症講演会の開催 ・いきぬこ〜会(介護者、当事者のつどい)開催支援
	®在宅介 護への 対応	在宅介護者 の支援	介護負担の軽減など在宅での介護を 支援し、住み慣れた場所での生活の継 続を進める。	・年末の見舞金品配布・在宅介護者の集いの実施 (7月、10月)・いきぬこ〜会の開催

この間の状況	今期計画	備考
 ・従来から各種相談業務をおこなっていたが、 震災による生活や住宅への影響に関する相 談事項が急増している。 ・複合的な課題に対して、弁護士、税理士、 その他専門機関の協力を得ている。 ・地域支え合いセンターではケース検討会議 を開催し、課題に対する総合対応につなげ ている。 	 ・週1回の心配ごと相談所を開催。 ・各種専門機関と連携をとりながら、総合相談に対応していく。 ・相談に来れていない住民に対しては、地域支え合いセンターのアウトリーチ(直接、地域へ出向いていくこと)や地域の見守りネットワークでの課題を抱える世帯の把握により相談につなげていく。 	
 ・平成 28 年度より「地域ケア会議」は「高齢者支援会議」に名称の変更を行った。 ・在宅高齢者の安心確保事業、養護老人ホーム入所申請等、総合的なサービス調整を行っている。 ・生活困窮者の自立支援については、相談支援員を配置し上益城・下益城圏域として、支援調整会議を行っている。 	・地域包括支援センターとの連携・専門機関との連携による複雑な課題への対応を 進める。・高齢者支援会議に社会福祉協議会の情報を活用。	
 ・認知症啓発や認知症サポーター養成講座の開催等を行っている。 ・震災による環境の変化で認知症の症状が悪化したり、家族の介護が出来にくくなったような事例もある。 ・サポーター養成を担うキャラバンメイトについては実働できるメンバーが限られている現状がある。 ・平成29年度に認知症初期集中支援チームを設置。 	 ・認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームにより、今後一層の対応や啓発活動に取り組む。 ・認知症サポーター養成講座の開催。 ・キャラバンメイトの研修や連絡会の充実を進める。 ・認知症ケアパス(状況に応じた対応の指針)作成を町や関係機関と協議。 ・道に迷うなどして行方が分からなくなる可能性のある人について事前の情報共有推進。 ・サポーター等の登録による行方不明者情報の一斉メール配信の仕組みづくり。 ・認知症の人および家族等の交流の場となるオレンジカフェの開設を支援。 ・いきぬこ〜会の継続 	
・平成 28 年度、平成 29 年度は年末の見舞金品配布を中止。・地域支え合いセンターによる訪問活動。	・見舞金品配布の再開や在宅介護者のつどいは継続。・地域支え合いセンターによる訪問活動の継続と相談対応。・介護技術や介護用品・器具等の情報伝達	

	項目	区分	基本的な方針(第2期を補足修正)	第2期計画での取り組み計画
	⑨子育て 支援	子育て支援 団体等への 協力・支援	子育て支援に必要な子育ての楽しさを地域で喜び合う状況の整備を進める。 ファミリーサポートやつどいの広場、その他子育て支援団体の活動を支援していく。	・ファミリーサポートや集いの広場の活動支援
福祉サ		日常生活自 立支援事業 (地域福祉 権利擁護事 業)の実施	認知症高齢者等の 福祉サービス利用 援助と日常的金銭 管理サービスを実 施する。	 利用に関する情報の提供や相談 月1~4回の預金払い戻しと 貴重品預かり(肥後銀行貸金庫使用) 利用者との契約及び徴収事務
福祉サービスの向上		成年後見・ 市民後見 (新規)	身寄りがなく、かつ低所得の認知症 等の高齢者に対して、生活を支える 仕組みとして、市民後見人の養成・ 活動支援を検討する。	
(つづき)	②基本的生活援	生計に課題のある人への支援	生計に課題のある人への相談や経済 的支援をもとに自立につなげてい く。	 ・要援護世帯見舞い事業 要援護世帯状況確認を兼ね実施 ・福祉金庫貸付 経済的困窮者に対し、必要な資金の貸付を行う。 ・高額医療費貸付高額な通院費や入院費に関し、一時的に貸付(立て替え) ・生活福祉資金貸付民生委員児童委員の相談援助と資金貸付により、要援助世帯の生活を支援する。
		福祉機器無料貸し出し	外出時や体調不良時など、一時的に 福祉用具機器が必要な方に 1 ヶ月 を期間とし貸し出しを行う。	・福祉機器無料貸し出し (

この間の状況	今期計画	備考
 NPO法人が行っているファミリーサポートやつどいの広場事業の広報 子育て支援の一環として「親育ち支援講座」を年2回開催している。 地区の行事等は住民間、世代間の交流として地域での子育て支援につながるものであるが、震災により行事が出来にくくなっている事例も見られる。 	 ・放課後児童クラブでの地域住民との交流活動や、地域サロンでの子育て世代との交流など、世代間交流による地域で子育ての推進。 ・高齢者等による登下校時の見守りや地区行事での世代間交流などコミュニティ活動の支援を行う。 ・親育ち支援講座の継続 ・子育ての楽しさを地域で共有する事業や催しの検討。 	
・平成28年度は震災の影響で町外への転居や施設への入所等があり、契約件数が減少している。・平成28年度、利用件数10件、契約終了5件	・広報や、地域支え合いセンターによる訪問活動等によってニーズの拾い上げを行う。・生活支援員の養成	
・制度に関しての研修等を実施	・法人後見の検討 ・実施にあたっては生活支援員の養成	
 生活困窮者自立支援のため、上益城圏域で総合相談等の体制を整えて相談・支援にあたっている。 ・平成28年度は熊本地震の影響を踏まえ、緊急小口資金の貸し付けが399件に上った。 	・貸付事業等の継続実施・自立へ向けての家計管理アドバイスや、仕事探し、子どもの学習支援等を総合的に行う自立支援事業の実施。	
・車いす、高齢者疑似体験セットの貸し出し・保管場所がないことから他の貸出し機器の用意が出来ない状況にある。	・継続して実施	

	項目	区分	基本的な方針(第2期を補足修正)	第2期計画での取り組み計画
福祉サービス	②在宅福祉	居宅介護支援事業	利用者や家族の意向を尊重しながら、サービス事業者との連絡・調整を行う。また、各関係機関との連携を密にし、情報の共有や介護支援専門員の資質向上を図ることで、専門性の高いサービスを提供していく。とくに、地域に対して最適な介護・福祉サービスの情報を提供し、介護保険事業の推進を図る。 介護保険法に基づく介護サービス 計画書により利用を進めている。	 ・介護保険についての相談体制の充実 ・介護保険の利用に関する支援 ・介護保険サービス利用者の継続的支援 ・介護保険サービスに対しての啓発活動 ・各関係機関との連携の強化 ・介護支援専門員の資質・専門性の向上 ・家族や居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携
への向上(つづき)) サービス の実施	訪問介護 事業	今後は、利用者の近隣住民による見守りや生活支援との連携を図っていくものとする。	・介護サービス計画書作成の充実 ・サービス利用者への相談体制の充実 ・介護保険制度の啓発活動 ・サービス利用者との意見交換 ・登録ヘルパー資質向上のため勉強会の実施 ・ホームヘルパー利用者の集い
		障がい福 祉サービ ス	援助を必要とされる方に情報提供 を行い関係機関との連携を図りな がら、無理のないサービス提供を 提案していく。	・居宅介護・重度訪問介護・移動支援事業・生活サポート事業



この間の状況	今期計画	備考
 介護保険利用に関する相談・支援、その後の継続的な支援。 震災直後に、利用者の被災状況や安否の確認を実施。 震災の影響で、施設入所や通所サービス等の新規の対応を行った。 	・継続して実施	
 ・熊本地震により平成28年5月から休止。 ・サービス利用者との意見交換や登録ヘルパー 資質向上のため勉強会等も休止。 	・今後の状況を見極め、訪問介護事業自体の再開や中止の判断を行う。	
・平成 28 年 4 月 14 日で休止。・それまでの利用者は熊本市等の施設のサービスを利用。	・ 今後の状況を見極め、、 再開や中止の判断を 行う。	

5. 基本目標その4:被災された人への取り組み

項目	区分	基本的な方針
②社会福祉協議 会の役割発揮	社協としての役割発 揮	・社会福祉協議会は、従来から、地域住民や各種団体と地域 福祉推進に取り組んできた。この延長のなかで、震災後の 地域や住民の状況に役割を果たしていく。
②地域支え合い センター運営	センターの運営	 ・益城町からの委託を受け、被災された方々への訪問活動や相談へのつなぎ、介護予防等の生活支援を行う。 ・プレハブ仮設団地や在宅被災者の地域コミュニティの支援を行う。 ・再委託団体の統括、全体運営 ・関係機関との連携
	関係団体・機関との連携	・再委託先や町、関係機関と事務連絡会議や、課題事例について個別ケース検討会議を開催。
	訪問活動	・主として再委託団体による訪問活動をとおして生活状況の 把握と対応、さらに地域支え合いの基本となるコミュニティ活動の支援を行う。
②プレハブ仮設 住宅居住者へ の支援	支援活動	・相談先の紹介や住まいの再検討に関する情報の提供・ボランティア団体の活動調整
②みなし仮設住	訪問活動	・主として再委託団体による訪問活動をとおして生活状況の 把握と対応を行う。
宅居住者への 支援	支援活動	・相談先の紹介など生活と住まいの再建に関する情報の提供。

震災以降の状況	今期計画
・以前からの地域課題(買い物などの交通の不便さ や地域住民の高齢化、近隣関係のつながりの希薄 さ等)や、もともと生活課題を抱えていた世帯な どが、震災の影響で、課題が一層顕在化するなど の状況が生じている。	・住民全体が被災者であり、地域や被災者の状況に寄り添うアウトリーチと社会福祉協議会事業全体での対応を進めていく。
・プレハブ仮設団地やみなし仮設入居者に対しては、 社会福祉協議会からの再委託を行い、訪問活動等 を実施。・再委託先団体の統括・社会福祉協議会ではセンター全体の統括を行うと ともに、在宅被災者(半壊以上でプレハブ仮設や みなし仮設に転居していない人)に対して支援を 行っている。	・被災者の生活支援、地域コミュニティの再建を柱にセンター活動を進めていく。・再委託先団体との事業推進の調整・協議・今後、地域支え合いセンター閉所時のことを見据え、震災を契機に進展したアウトリーチ手法の継続を考えていく。
 事務連絡会議を月2回実施(平成28年度は毎週実施。) 各団体の活動状況シート作成による状況の共有、連絡調整会議議事録作成。 ・個別ケース検討会は平成29年度から月2回実施。 	事務連絡会議、個別ケース検討会を継続高齢者のひとり暮らしや、生計に課題のある世帯、 複合的な課題のある世帯等に、民生委員児童委員や 高齢者相談員等の協力で相談対応などを進める。
・訪問活動の実施、生活や住まいの再建に関する情報の提供、公的な支援へのつなぎ。	・訪問活動、情報提供の継続 ・効果的・効率的な訪問、見守り活動の実施のための 仮設団地自治会長との連携。
・住戸や団地環境に関する課題を集約し町へ伝達し課題の解消につなげている。・住民交流の場となるサロンや団地行事の支援。・専門相談や対応が必要なケースについて、個別ケース会議で対応を検討。・仮設団地自治会連絡会議での情報収集と社会福祉協議会の取り組みの報告、意見交換。	これまでの取り組みの継続(状況の変化に即して)住民間の交流事業相談先へのつなぎ
・訪問活動の実施、生活や住まいの再建に関する情報の提供、公的な支援へのつなぎ。	・訪問活動の継続、情報提供の継続。とくに未接触世帯(面会が出来ない世帯)へのアプローチの工夫。
・専門相談や対応が必要なケースについて、個別ケース会議で対応を検討。・入居者がつどい、交流する「つながる広場」を開催。	・「つながる広場」等での交流機会や情報提供 ・みなし仮設入居者相互のコミュニティづくり支援

項目	区分	基本的な方針
⑥在宅被災者への支援	訪問活動	・生活支援員、補助員による訪問活動で状況把握や生活相談に対応。
	支援活動	・相談先の紹介など生活と住まいの再建に関する情報の提供。
②災害公営住宅 での支援	支援方策の検討	 ・災害公営住宅の整備が予定されている。新しいコミュニティの形成と支援を行っていく。 ・入居後の、見守り体制や、生活支援の進め方、地域コミュニティの支援等について、その進め方を事前に検討する。 ・団地自体での見守りやコミュニティ活動の支援とともに、周辺地域とのつながりなど関係性を検討。

対象者	地区・住所			88	±		担当者
AJRALE	*DEZ - EE/71	月	В	時		在•不在	1538
						在・不在	
〇ご家族の方	の体調はいかか	ですか	?お3	変わり	あり	ませんか	
〇住宅に関し	て、現在、困っ	ている	事?				
○修繕や改修	等の考えや予定	2					
	:後の生活で、大		化はな	ありま	せん	か?	
(SKDERM	BKA 11.40 XLM =	ਰ)					
〇住宅の事以	外で、さしより)、お困	まりな	まこと	はあ	りませんか	?
備考							

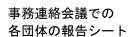
在宅者お伺いシート



地域支え合いセンタースタッフ会議

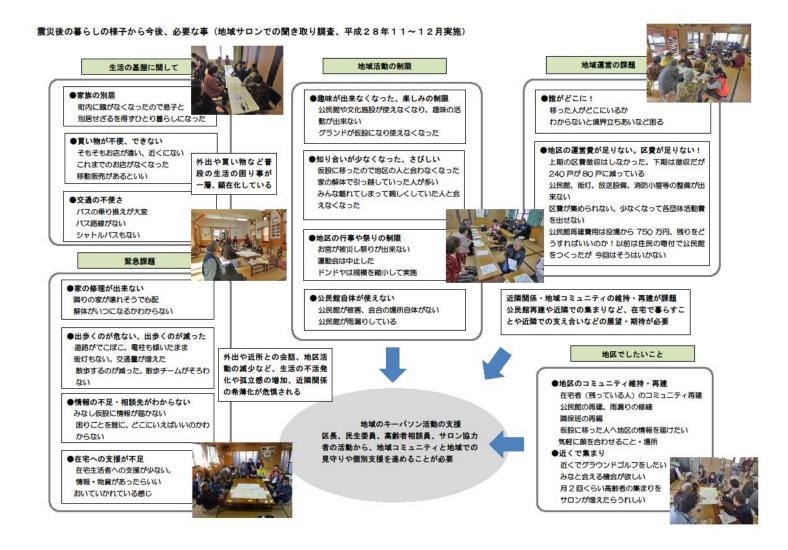
訪問活動での お伺いシート (当初のもの)

震災以降の状況 今期計画 ・在宅被災者(当初3,612戸))への訪問活動を実 • 訪問活動、情報提供の継続 施。生活や身体状況から訪問の頻度を3段階に分 ・地域の民生委員児童委員、高齢者相談員との情報の け、継続して訪問を実施。 共有。 生活や住まいの再建に関する情報の提供、公的な 支援へのつなぎ。 ・被災者毎に「お伺いシート」を作成し、変化状況 を把握。 • 専門相談や対応が必要なケースについて、個別ケ • 相談先へのつなぎの継続 ース会議で対応を検討。 • 民生委員児童委員等との連携し、見守り活動等の継 • 災害公営住宅設置済み他市町村での事例情報の収集。 ・小規模団地では、周辺町内会や民生児童委員の関係 のなかで見守りやコミュニティ活動ができるよう支 • 大規模団地では高齢者相談員等の配置等を検討。 ・プレハブ仮設、みなし仮設住宅への訪問活動の情報 を受け継ぎ、支援につなげる。





資料:震災後の地域サロンでの聞き取り調査から地区の様子



第4章 社会福祉協議会の体制強化と計画の推進方策

震災対応などの状況を踏まえ、社会福祉協議会の体制の充実を進める。 また、計画の推進方策を定める

1. 社会福祉協議会の体制整備

- ①体制の強化
- ②財政基盤の強化

2. 計画の推進方策

- ①年度ごとの評価、次年度への反映
- ②評価・検証の方法

1. 社会福祉協議会の体制整備

①体制の強化

従来から、活動拠点の充実や職員体制の見直し等を行っていたが、震災を受けて、社屋自体が使用できなくなっている。

また、中止せざるをえない事業も生じている。

このような状況に対して、住民サービスの充実のために組織体制の見直しや強化を進めていく。

区分	基本的な方針(第2期を補足修正)	第2期計画での取り組み計画
震災対応 (新規)	震災の影響で、中止せざるをえなかった事業 や、逆に、地域支え合いセンター等の新しい事 業もあり、職員体制を適切に運営していく。	
社会福祉協議 会の拠点の確 保 (新規)	プレハブ施設の現状から、行政や関係機関との 連携や、住民サービスの充実につながる社屋の 整備を進める。	
新規事業の検 討(新規)	震災後の状況変化を見据え、社会福祉協議会として本町において必要とされる事業に取り組む。 住民のニーズを幅広く把握するなかで、地域支え合い活動と連動した事業の検討を行う。	
理事会・評議会 の充実	執行機関である理事会、議決を担う評議員会 は、社会福祉協議会運営上重要な役割を担って いる。会の活発な活動を進めて行く。	・研修や情報の提供
職員の資質の 向上、働く環境 の整備	職員の資質向上のため、様々な福祉に関する資格取得を目指す。 また、社会福祉協議会の役割や本町の地域状況に関する研修をはじめ、地域住民との交流による現場研修を進める。	・介護福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員、社会福祉主事等の資格取得を支援・職員ワークショップや研修

とくに、震災直後、在宅介護世帯やひとり暮らし高齢者等への安否確認に取り組むなかで、直接訪問しての顔合わせ相談対応など、地域に密着している社会福祉協議会活動の意義を再確認できた。

今後とも、地域住民との顔合わせや民生委員児童委員、高齢者相談員との連携で、顔の見える社会福祉協議会の体制整備を進めていく。

この間の状況	今期計画	備考
・震災の影響で中止した事業等について、 対応を行い再開につなげている。・事業の休止や新規事業などにより、職員 体制の変更が大きい。	震災を教訓に社会福祉協議会の意義や役割を再確認していく地域状況の推移をもとに、事業の見直しや職員体制の整備を行う。	
・熊本地震で敷地が危険宅地の判定を受け、使用できなくなった・災害ボランティアセンターや地域支え合いセンター業務の受託もあるため、平成29年2月に井関グラウンドのプレハブ仮設施設に全面移転している。	・平成30年には、旧益城中央小学校跡地にプレハブで移転し、その中で業務を行う。・今後、行政や関係機関との連携および住民サービスの充実につなげていくため、町の施設の復旧状況を見極めながら拠点の整備を図る。	
震災により住民生活に様々な変化が生じている。訪問介護事業を震災の影響で休止している。	・震災後の状況に応じた新規事業の検討	
年に各4回の理事会、評議員会を開催各種研修への参加	・社会福祉協議会運営をより充実させるため、理 事、評議員全体での研修を行う。	
・災害ボランティアセンターや地域支え合いセンターの運営等、職場環境が大きく変化している。また、地域支え合いセンター事業で生活支援員や補助員等職員数も多くなっている。	・社会福祉協議会の役割や意義についての職員全体での研修の実施・各種研修会への参加や、資格取得の推進	

②財政基盤の強化

住民サービスや地域福祉推進を担う社会福祉協議会の位置づけや役割をもとに、事業に必要な財源の確保を図っていく。

区分	基本的な方針(第2期を補足修正)	第2期計画での取り組み計画
効率的な財政 運営 (新規)	震災後の状況変化を踏まえ、事務事業の見直 しや効率化等により、経営の効率化と社協の 役割を一層充実していく。	
町からの補助金	社会福祉協議会が担っている地域福祉推進 の役割と意義を伝え、行政の支援をお願いし ていく。	・地域福祉推進の取り組み状況と 効果等の評価。
町からの受託 事業	社会福祉協議会の公益性を発揮し、必要な事業を町から受託を受け事業を行っていく。	・町と協議しながら必要な事業を 行っていく。
事業収入	必要な介護保険事業やシルバー人材センタ ー事業など、社会福祉協議会として取り組む べき事業を進め、収益の一環としていく。	・居宅介護支援事業の推進・訪問介護事業の推進・シルバー人材センター事業の推進進
寄付金	寄付の主旨にもとづき、地域福祉活動の充実 に活用を行う。また、寄付をどのように有効 に活用しているかの情報提供を行っていく。	・一般寄付や香典返し寄付の受け付け・香典返し寄付者初盆供養・寄付の有効活用状況の広報
赤十字運動	日本赤十字社熊本県支部益城町分区として赤十字活動を展開する。	・日赤社資募集(5月)・災害見舞等・寄付の有効活用状況の広報
共同募金事業	熊本県共同募金会益城町分会として共同募金運動を展開する(10月~12月)。	・募金活動の充実・募金の有効活用状況の周知
社協会費	住民自身が参加し運営する社会福祉協議会 としての意識啓発、会費活用による地域福祉 推進のためにも会費制度の導入を検討して いく。	・進め方・内容の検討

この間の状況	今期計画	備考
・公認会計士や社会保険労務士と契約し、事業運営に専門的なアドバイスを受けている。	・一層の効率化を行う。・国、県、各種財団等の補助や助成事業の活用	
社会福祉協議会の運営について町から補助金をいただいている。	・震災で町財政も課題を抱えているが、地域支え合いの推進による住民の安全安心な暮らしのため、社会福祉協議会の役割りについて理解と協力を得ていく。	
災害ボランティアセンターや地域支え合い センター等の運営を受託している。	・震災後の状況の変化に対応し住民の福祉のために必要な事業について、町との協議を進める。	
・居宅介護支援事業は継続。・訪問介護事業は震災の影響で休止。・シルバー人材センター事業は継続しているが、震災により、受注や対応に課題が生じている。	・震災後の状況を見極め、必要に応じ新たな事業を検討していく。・シルバー人材センター事業については、高齢者の生きがいづくりとともに、住民の生活支援として事業の充実を進める。	
震災の影響で平成28年度は一般寄付が減少している。震災後、地域福祉復興基金(支援金)を設け震災復興に関する寄付を募っている。	継続して実施社協だよりやホームページ等で寄付金を有効 に活用していることを広報。	
 平成 28 年度は震災直後であり募集自体を 中止。平成 29 年度は実施。 	・継続して実施	
全国からの共同募金事業として、災害ボランティアセンターの運営を行うことが出来た。	・災害ボランティアセンター等に共同募金会から多くの支援を得たことなど募金の重要性を広報していく。・継続して実施	
・これまで社協会費の制度がない状況にある。	・特別会費や賛助会費等の実施を検討。	

2. 計画の推進方策

①年度ごとの評価、次年度への反映

各年度の事業報告の作成と合わせて当該年度の取り組みを整理し、職員間での評価を行う。

それをもとに、理事会・評議員会に評価を図る。

その結果から、次年度の事業計画作成と合わせて次年度の取り組みを見直していく。

これを毎年度繰り返し、計画の進捗状況の確認や、状況の変化に対応していく。

各年次の取り組み状況整理

益城町の取組との整理・調整 各地区・団体での取り組み情報の収集 社会福祉協議会の取り組み状況を整理 事業報告作成のなかで評価

理事会・評議員会での評価

次年度の取り組み 再検討を加え取り組みの実施 事業計画作成のなかで評価 次年度の取り組み検討に 反映

関係団体・機関、 地域住民との連携 社会福祉協議会全体の一体的事業



理事会



評議員会

②評価・検証の方法

評価・検証にあたっては、今回計画の個別事業の表1をもとに、年度の取り組みを評価し、次年度への反映を表2のように整理して、次年度の取り組みにつなげていく。

(表1)

項目	方針	取り組み状況	第3期計画
①福祉ワー クショッ プ開催	行政区やまちづくり協議会 などの住民組織を単位に福 祉ワークショップを開催 し、住民の自主的な地域支 え合い活動の立ち上げ・推 進を行う。	・平成 24 年度には校区 ごとに区長、民生委員 児童委員、高齢者相談 員を対象に地区(以下 略)	・身近な行政区やまちづくり協議会などの住民 組織を単位に住民が地 域の課題(以下略)

(表2)

項目	方針 必要に応じて修正	平成〇年度 の取り組みと評価	次年度への反映
① 福祉 ワー クショッ プ開催	行政区やまちづくり協議会 などの住民組織を単位に福 祉ワークショップを開催 し、住民の自主的な地域支 え合い活動の立ち上げ・推 進を行う。	例	例

計画期間での取り組 みの評価の蓄積 地域状況の変化への 対応 法制度や社会状況の 変化への対応

益城町地域福祉計画等策定委員名簿

敬称略:順不同

区分	役職名等	氏名
学識経験者	熊本学園大学社会福祉部 准教授(策定委員長)	今吉 光弘
町議会議員	福祉常任委員会 委員長(策定副委員長)	松本 昭一
社会福祉を目的とする 団体及び事業所の関 係者	民生委員•児童委員協議会	稲田 ハツコ
	老人クラブ連合会 会長	稲塚 武俊
	身体障害者福祉協会 会長	馬場 孝
保健・医療・福祉施設 の関係者	社会医療法人 ましき会 益城病院 理事長	犬飼 邦明
	社会福祉法人 耕心会 熊東園 事務長	永田 敏夫
各種団体関係者	知的障害者家族の会 代表	玉作 惠子
	NPO法人 子育て応援大きな木 理事長	木村 由美子
	区長会 飯野校区代表	坂井 博文
	区長会長 広安校区代表	橋場 紀仁
町民代表	区長会 木山校区代表	菅 克成
	区長会 福田校区代表	井上 美喜男
	区長会 津森校区代表	浪瀨 孜

第3期 益城町地域福祉活動計画

平成 30 年 3 月

策定: 社会福祉法人益城町社会福祉協議会協力: ひとちいき計画ネットワーク



